

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会自立支援事業実施規程

平成 19 年 12 月 20 日
規程第 26 号
改正 平成 20 年 3 月 21 日規程第 3 号
平成 20 年 12 月 25 日規程第 28 号
平成 22 年 11 月 29 日規程第 8 号
平成 22 年 12 月 28 日規程第 9 号
平成 23 年 3 月 25 日規程第 12 号
平成 24 年 3 月 26 日規程第 8 号
平成 25 年 5 月 23 日規程第 4 号
平成 25 年 12 月 18 日規程第 11 号
平成 26 年 5 月 28 日規程第 6 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 3 号
平成 28 年 3 月 28 日規程第 7 号
平成 29 年 12 月 18 日規程第 15 号
平成 30 年 3 月 20 日規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地域住民のささえあいたすけあいにより、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現のため、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の実施する自立支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立支援事業 地域福祉活動の推進を目的に実施する事業をいう。
- (2) 自主事業 社協が主体となり実施又は助成して実施する自立支援事業をいう。
- (3) 協働事業 社協と地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の連携の下に地区社協が主催又は助成して実施する自立支援事業をいう。

(自主事業)

第3条 自主事業の種類及び実施(助成)基準は、別表第1のとおりとする。ただし、他の助成等の制度に該当する場合は、当該制度を優先する。

(協働事業)

第4条 協働事業は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添えて社協会長(以下「会長」という。)が定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成

金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)を会長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも同様とする。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の規定による助成事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

(その他)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(特例措置)

2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前に貸付けを行った貸付金の利子等については、施行日以後において当該貸付けに係る変更契約を行った場合に限り、この規程による改正後の規定を適用する。

附 則(平成22年規程第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第9号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第12号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(敬老祝い品等贈呈事業に関する特例措置)

2 この規程の施行日以後の最初の敬老祝い品等贈呈事業の事業対象者は、別表第1の4. 敬老祝い品等贈呈事業の2. 事業の対象者の規定にかかわらず、平成23年9月21日から平成25年3月31日までに満年齢88歳に達する者とする。

附 則(平成 25 年規程第 4 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 11 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成27年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程15号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の10、福祉資金貸付事業の規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第6号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

事業の名称	事業実施基準及び助成金交付基準等															
10. 福祉資金貸付事業	<p>1. 事業の目的 生計困難で他から援助を受けることができないことにより資金を必要とする者に、必要な資金の貸付を行うことにより、その世帯の自立更生の支援を目的とする。</p> <p>2. 事業の対象者 本市在住1年以上であって、独立の生計を営むもので、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 生計困難で他から援助を受けることができない状態にあり、この資金を貸し付けることにより自立の見通しのある者(1号対象者) (2) 冠婚葬祭、疾病等により一時的費用の支出困難な者(2号対象者) (3) その他会長が必要と認める者(3号対象者)</p> <p>3. 事業の内容 前「2. 事業の対象者」の各号対象者の貸付限度額等は次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="352 869 1404 987"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸付限度額</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>貸付利息</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号対象者</td> <td>10万円</td> <td>6箇月</td> <td>12箇月</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>2号及び3号対象者</td> <td>20万円</td> <td>6箇月</td> <td>24箇月</td> <td>無利子</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 貸付制限 既にこの資金の貸付けを受けている者には、その償還が完了しない間は貸付けをすることはできない。</p> <p>4. 貸付方法等 (1) この資金の貸付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める申請書(自立様式1-10(資金1号))に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。 (2) 申請者は、次のすべての条件を満たす保証人を1人つけなければならない。 ① 保証人は、前年度の市民税所得割額の被課税者であり、かつこれを完納していなければならない。 ② 保証人は、本市在住1年以上で成人に達した信望のある者でなければならない。ただし、同居の家族は保証人となることができない。 (3) 保証人は、申請者が償還を怠った時は、申請者に代わって償還の責を負うものとする。 (4) 貸付の決定 会長は貸付の申請を受けたときは、担当民生委員児童委員の意見を聴き(自立様式1-10(資金2号))、貸付可否の決定を行い申請者に通知(自立様式1-10(資金3号))するものとする。 (5) 期間内返還 資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)が、資金を貸付の目的以外に使用したときは、貸付期間内であっても貸付金の全部又は一部を一時に返還させるものとする。 (6) 届出義務 借受人は市外に住所を移転したときは、その旨を会長に届け出なければならない。 (7) 償還方法</p>	区 分	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息	1号対象者	10万円	6箇月	12箇月	無利子	2号及び3号対象者	20万円	6箇月	24箇月	無利子
区 分	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息												
1号対象者	10万円	6箇月	12箇月	無利子												
2号及び3号対象者	20万円	6箇月	24箇月	無利子												

貸付金の償還は、元金均等月賦償還とする。ただし、繰上償還できるものとする。

(8) 緊急対応

生計困難者で緊急かつ一時的に少額な生活資金の早期貸付を要すると認められた場合は、市社会福祉事務所と相談のうえ前(2)、(4)及び「2. 事業の対象者」の規定に関わらず3万円を上限に貸付することができるものとする。この場合においては、民生委員児童委員に速やかに連絡し、償還指導等必要な調整を行うものとする。

(9) その他

申請者（保証人を含む。）は、資金の貸付を受けるときに、福祉資金借用書（自立様式1-10（資金4号））を会長に提出しなければならない。